

高萩・北茨城広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年3月27日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この条において「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、北茨城市会計年度職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年北茨城市条例第30号）の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。